

京都市文化会館条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第60号)  
(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、文化会館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都市文化会館条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第60号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

「

円	円	円
47,310	61,710	70,970
40,110	51,420	59,650
11,720	15,010	17,380
9,770	12,750	14,500
2,460	3,290	3,700
1,230	1,440	1,640
2,880	3,800	4,210
1,230	1,440	1,640
2,160	2,880	3,180
1,230	1,440	1,640
2,880	3,800	4,210
1,130	1,640	1,740
1,130	1,640	1,740
1,020	1,230	1,440
920	1,130	1,230

別表第2備考以外の部分中

を

」

「

円	円	円
48,190	62,850	72,280
40,850	52,380	60,760
11,940	15,290	17,770
9,950	12,990	14,770
2,510	3,350	3,770
1,250	1,460	1,670
2,930	3,870	4,290
1,250	1,460	1,670
2,200	2,930	3,240
1,250	1,460	1,670

に改め、同表備考7中「1,020円」

2,930	3,870	4,290
1,150	1,670	1,780
1,150	1,670	1,780
1,040	1,250	1,460
940	1,150	1,250

」

を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市文化会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による文化会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)